規則一四―七（政治的行為）	第八項の通知の文書	政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実の通知の文書	三年	廃棄
規則一四―八（営利企業の役員等との兼業）	第三項の報告の文書	役員兼業等の承認の状況の報告の文書	兼業が終了する日に係る特定日以後三年	廃棄
	第四項の取消しの文書	役員兼業等の承認の取消しの文書		
規則一四―一七（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）	第六条、第七条又は第十条第一項の報告の文書	技術移転兼業状況報告書 技術移転事業者に係る事項に変更があった旨の報告の文書 技術移転兼業に関する事務の実施状況についての報告の文書	兼業が終了する日に係る特定日以後三年	廃棄
	第八条の取消しの文書の写し	技術移転兼業の承認の取消しの文書の写し		
	第十条第一項の要求の文書	技術移転兼業に関する事務の実施状況についての報告の要求の文書		
	第十条第二項の取消しの文書	技術移転兼業の承認の取消しの文書		
規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）	第六条、第七条又は第十条第一項の報告の文書	研究成果活用兼業状況報告書 研究成果活用企業に係る事項に変更があった旨の報告の文書 研究成果活用兼業に関する事務の実施状況についての報告の文書	兼業が終了する日に係る特定日以後三年	廃棄
	第八条の取消しの文書の写し	研究成果活用兼業の承認の取消しの文書の写し		
	第十条第一項の要求の文書	研究成果活用兼業に関する事務の実施状況についての報告の要求の文書		
	第十条第二項の取消しの文書	研究成果活用兼業の承認の取消しの文書		
規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）	第六条、第七条又は第十条第一項の報告の文書	監査役兼業状況報告書 株式会社に係る事項に変更があった旨の報告の文書 監査役兼業に関する事務の実施状況についての報告の文書	兼業が終了する日に係る特定日以後三年	廃棄
	第八条の取消しの文書の写し	監査役兼業の承認の取消しの文書の写し		
	第十条第一項の要求の文書	監査役兼業に関する事務の実施状況についての報告の要求の文書		
	第十条第二項の取消しの文書	監査役兼業の承認の取消し文書		
規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）	第三条第三項、第三条の二第三項又は第七条の通知の文書の写し	職務遂行上適当でないかどうかの判断の結果の通知の文書の写し 人事院への報告を要しない報告である旨の通知の文書の写し 職務遂行上適当でないかどうかの確認の結果の通知の文書の写し	株式所有状況報告書の提出の要件に該当しなくなる日に係る特定日以後三年	廃棄